本件各事業年度の課税処分等の経緯

1 平成20年12月期

(単位:円)

区	Ź	分	年	月		日	所	得	金	額	納付	すべ	ヾき	税額	過加	少 拿	申	告税
確	定申台	听	平 成	21年3	月 :	31 日	\triangle	1,070,	264,	862								-
更	正	等	平 成	24年3	月 2	27 日		△22,	625,	793				_				_
審	查請习	求	平 成	24年5	月 2	22 日	\triangle	1,070,	264,	862				_				_
裁	ž	央	平 成	27 年 2	月	2 日						棄	却					

^{※△}を付した金額は欠損金額を意味する。

2 平成21年12月期

(単位:円)

区		分	年			月				日	所	7	得	金	額	納付	j	-	ヾき	:稅	包額	過加	<i>)</i>	少 第	申	告税
確	定申	告	平	成	22	年:	3)	月	31	日			292,	220,	389			62	, 86	57,	700					_
更	正	等	平	成	24	年	3)	月	27	日		5,	750,	676,	020	1	Ι, 7	700	, 40)4,	500			241	, 246	, 500
審	査 請	求	平	成	24	年	5	月	22	日			292,	220,	389			62	, 86	57,	700					0
裁		決	平	成	27	年	2	月	2	日								棄	却							

3 平成22年12月期

区		分	年		月			日	所	得	金	額	納付	す〜	ヾき	税額	過 加	少 第	申	告税
確	定申	告	平	成 23	年:	3 月	31	日		1, 880,	207,	363		552	, 76	3, 400				
更	正	等	平	成 24	年:	3 月	27	日		5, 359,	913,	714	1	, 596	, 67	5, 200		128	, 383,	000
審	査 請	求	平	成 24	年	5 月	22	日		1, 880,	207,	363		552	, 763	3, 400				0
裁		決	平	成 2	7 年	2 月	2	日						棄	却					

本件各更正処分の根拠

		項目名	No.	平成20年 12月期	平成21年 12月期	平成22年 12月期
	申告所	得金額	1	△ 1,070,264,862	292,220,389	1,880,207,363
	加算	法人税法132条による所 得金額の増加額	2	1,047,639,069	4,410,816,562	3,906,483,229
1 所得	金額	繰越欠損金の損金算入 額の過大額	3		1,047,639,069	-
一金額		一括評価金銭債権に係 る貸倒引当金の繰入限 度超過額の過大額	4	_	_	8,004,478
	金額	損金の額に算入される事 業税等の額	5	_		418,772,400
	所得金	額(①+②+③-④-⑤)	6	△ 22,625,793	5,750,676,020	5,359,913,714
所行	导金額に	対する法人税額	7	0	1,725,202,800	1,607,973,900
法	人税額が	ら控除される所得税額等	8	0	24,798,217	11,298,608
納付	寸すべき	法人税額 (⑦-8)	9	0	1,700,404,500	1,596,675,200
翌其	胡へ繰り	越す欠損金	10	22,625,793	_	-

[※]⑨の金額は通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てたものである。 ※△を付した金額は欠損金額を意味する。

平成23年12月期の法人税の課税処分等の経緯

区		分	年		月			目	所	得	金	額	納付	すべ	(き	税額	過 加	少 第	申	告税
確	定 申	告	平	成 24	年	3 月	30	日		924,	114,	407		253,	042	2, 100		-	_	
更	正	等	平	成 29	年	2月	24	日		4, 830,	597,	635	1,	424,	987	7, 000		161	, 929,	500
審	査 請	求	平	成 29	年	4月	13	日		924,	114,	407		253,	042	2, 100		_	_	
減	額更正	等	平	成 30	年	1月	29	日		4, 830,	590,	635	1,	424,	984	I , 900		161	, 929,	000

平成23年12月期更正処分の根拠

		項目名	No.	平成23年12月期
所	申告所行	导金額	1	924,114,407
得	加算 金額	法132条による所得金額の増 加額	2	3,906,483,228
金	減算 金額	役員賞与の損金不算入額の 過大額	3	7,000
額	所得金額	類(①+②-③)	4	4,830,590,635
所征	导金額に	対する法人税額	5	1,449,177,000
法ノ	人税額か	ら控除される所得税額等	6	24,192,002
納付	寸すべき	法人税額(⑤-⑥)	7	1,424,984,900

[※]⑦の金額は国税通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てたものである。

別表5

平成24年12月期の法人税の課税処分等の経緯

区		分	年		月			日	所	得	金	額	納付	すべ	き移	抱額	過 加	少	申	告税
確	定 申	告	平	成 25	年:	3 月	29	日		434,	082,	724		129,	983,	900		-	_	
更	正	等	平	成 30	年 2	2 月	27	日		4, 666,	152,	157	1,	399,	604,	900		183	8, 931,	500
審	査 請	求	平	成 30	年	4 月	17	日		434,	082,	724		129,	983,	900		_	_	

平成24年12月期更正処分の根拠

		項目名	No.	金額
	申告所行	导金額	1	434,082,724
所		法132条による所得金額の 増加額	2	3,813,297,033
得 金	加算 金額	事業税相当額の損金算入 過大額	3	404,016,900
額		事業税相当額の益金算入額	4	14,755,500
	所得金額	額(①+②+③+④)	(5)	4,666,152,157
所律	导金額に	対する法人税額	6	1,399,845,600
法ノ	人税額か	ら控除される所得税額等	7	240,695
納作	すすべき	法人税額(⑥-⑦)	8	1,399,604,900

[※]⑧の金額は国税通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てたものである。